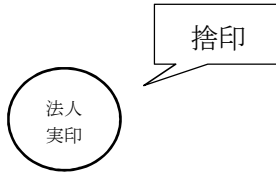


様式第 21



施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書  
(特例承継計画)

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

郵便番号 243-0435  
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1  
会社名 株式会社かながわ中小企業  
電話番号 046-235-5620  
代表者の氏名 代表取締役 神奈川 後継



中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	銑鉄鋳物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000 円
常時使用する従業員の数	75 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	神奈川 先代
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (退任日 令和元年 7 月 1 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	神奈川 後継
特例後継者の氏名 (2)	
特例後継者の氏名 (3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	令和2年4月～令和2年9月
当該時期までの経営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き、売上高営業利益率が低下している。</li> <li>・ また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっており、従業員が残業をして対応している。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とはなっていない。</li> </ul>
当該課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。併せて、令和元年度中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。</li> <li>・ 人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やし、リクルート活動を積極的に行う。また、ベトナム人研修生のスキルアップのために教育体制を見直すとともに、5Sの徹底を改めて行う。</li> </ul>

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計部門を増強するとともに、導入を予定している新型CADを活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し、単価の向上を図る。</li> <li>・ 海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoBの工業用品だけではなく、鋳物を活用したオリジナルブランド商品の開発（BtoC）に着手する。</li> <li>・ 生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。</li> </ul>
2年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。</li> <li>・ 電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。</li> <li>・ オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。</li> </ul>

3年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新工場建設着工を目指す。</li> <li>・3年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論を行う。</li> </ul>
4年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。</li> <li>・少数株主からの株式の買い取りを達成する。</li> </ul>
5年目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新工場稼働による効果を今後の方向性についてレビューを行う。</li> </ul>

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 申請書の写し（別紙を含む）及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- ④ 別紙については、中小企業等経営強化法に規定する認定経営革新等支援機関が記載する。
- ⑤ 認定経営革新等支援機関名については、中小企業庁ホームページ等で公表する場合がある。

(記載要領)

- ① 「2 特例代表者」については、本申請を行う時における申請者の代表者（代表者であった者を含む。）を記載する。
- ② 「3 特例後継者」については、該当するものが一人又は二人の場合、後継者の氏名 (2) の欄又は (3) の欄は空欄とする。
- ③ 「4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画」については、株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができる。

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関ID番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
認定経営革新等支援機関の名称	〇〇〇〇商工会議所 印
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	〇〇 〇〇
住所又は所在地	〇〇県〇〇市…

2 指導・助言を行った年月日

令和〇年〇月〇日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要。

原材料の値上げは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていく。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。